地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和7年10月14日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本 正幸

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

59, 293

2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数

470, 576

3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

	選	挙	区	選	挙	区		選挙区
下田市・賀茂郡 16,495			富士	市		68, 090	袋 井 市 · 森 町 27,566	
伊	東	市	19, 004	富士宮	市		35, 415	磐 田 市 44,180
熱	海	市	9, 847	静岡市葵	区		68, 930	浜松市中央区 148,793
伊	豆	市	8, 115	静岡市駿河	区		57, 386	浜松市浜名区・天竜区 49,472
伊 豆	の国	市	13, 079	静岡市清水	区		63, 458	湖 西 市 15,284
函	南	町	10, 296	焼津	市		36, 996	
三	島	市	29, 471	藤枝	市		39, 097	
清	水	町	8, 565	牧之原市・吉田	日町		18, 944	
長	泉	町	11, 755	島田市・川根ス	片町		27, 956	
裾	野	市	13, 511	御 前 崎	市		8, 162	
御殿場市·小山町 27,455				菊川	市		12, 123	
沼	津	市	52, 559	掛川	市		30, 746	